

# スーパービジョン

## その制度と活用

- I 協会のスーパービジョン制度
- II 協会スーパービジョン制度の特徴
- III スーパービジョンを受ける手続き
- IV スーパービジョンに関するQ&A

スーパービジョンの手続きについて

協会スーパーバイザー名簿

【書式1】 スーパービジョンの申込み・受諾確認・実施確認

【書式2】 スーパービジョンを受けての感想

2011年8月

社団法人日本産業カウンセラー協会

# I 協会のスーパービジョン制度

協会のスーパービジョン制度は、産業カウンセリングの理論・知識の実践力を高めて専門職としての能力向上を目指し、職業倫理の理解を深め、産業カウンセラーとしての個人的な成長を援助することが目的です。

## 1. スーパービジョンの対象者

——スーパービジョンはどんな人が受けるべきか

カウンセリングの実践活動に従事するすべての会員は、倫理綱領第5条に規定されている「研鑽義務」は当然のこととして、「自己のカウンセリングの効果について…改善に努める」ため、「すすんでスーパービジョンを受ける」ことが求められます（同第14条）。

したがってスーパービジョンを受けることは、産業カウンセラーのためだけではなく、最終的にはクライアントに利益をもたらすためといえます。

初心者だけでなく、熟練してからもスーパービジョンは必要です。

## 2. スーパービジョンの効果

——スーパービジョンを受けると、どう役立つのか

### 1) ケースへの理解が深まります

ケースの見立て、クライアントの課題、介入方法、援助方針など。

### 2) 自分の傾向についての気づきを得られます

カウンセラーの言語表現、行動、考え方、感じ方、対人的傾向など。

### 3) 倫理綱領を順守することに繋がります

守秘義務、記録管理、二重関係、実践能力の限界など。

### 4) カウンセリングの実践上の課題を学べます

外部資源の活用、ネットワーク、リファーなど。

## 3. スーパーバイザーの要件

——協会スーパーバイザーはどんな条件で認定されているか

1) スーパービジョンを行う領域に対して適切な知識と十分な経験を有していること。

2) 産業カウンセラーとして、産業カウンセリング実施上、理論およびスキルに関して経験的に統合された知識を有し、応用していること。

3) クライアントの問題点や課題について、援助の方法、その効果等を理解する能力を有し、事例について論理的に概念化し、指導する能力を有すること。

4) 自分自身の情緒的状态について自己認知できること。

5) 自分自身について専門職として安定した自己評価ができること。

## 4. スーパービジョンの種類

### ——スーパービジョンにはどんな種類があるのか

スーパービジョンには、個人スーパービジョンとグループ・スーパービジョンがあります。また、グループ・スーパービジョンと類似の方法に事例検討会があります。

#### 1) 個人スーパービジョン

個人スーパービジョンは、スーパーバイザーとスーパーバイジー（スーパービジョンを受けるカウンセラー）が一对一で行います。通常1回1時間程度が標準です。スーパーバイジーは予めケースの概要（事例報告書）と面接の過程（会話の部分的記録、逐語記録やテープ）を用意します。対象となるケースの多くは進行中のケースですが、終結したケースの場合もあります。

個人スーパービジョンの特長は、学習の程度、臨床経験のレベルなど、スーパーバイジーの事情に応じて進めていくことができる点です。一对一の関係ですから、スーパーバイジーは自分の考えや疑問、感情を率直に伝えることが可能です。スーパーバイザーも、これらのスーパーバイジーが直面する問題を感じ取り、率直なフィードバックができます。

こういったことを通じて、スーパーバイジーは、自己理解を深め、人間的にも成長を果たすことができます。

#### 2) グループ・スーパービジョン

グループ・スーパービジョンは、スーパーバイザー1名に対して、スーパーバイジー数名で行います。スーパーバイジーは自分が担当する以外のケースに触れることができるので、貴重な学習の場となります。

実施方法は、スーパーバイジーの一人が自分のケースを提出し、スーパーバイザーとのやり取りを通して検討します。他のスーパーバイジーは、そのやり取りを観察したり、対話に参加したりして学びます。さらに、グループとしてのダイナミズムを醸成できれば、それも大きな成果になります。しかし、個人スーパービジョンに比べて密度が薄くなることは避けられません。

#### 3) 事例検討会

ある程度進行したケースや主に終結したケースを題材に検討を行います。グループ・スーパービジョンと形式的に似ていますが、グループ・スーパービジョンがスーパーバイジーの成長に主眼をおいているのに対して、事例検討会はケースの理解を主な目的とします。

## II 協会スーパービジョン制度の特徴

協会スーパービジョン制度には次のような特徴があります。

1. 協会スーパーバイザーは、産業カウンセリングや協会の活動に理解のある専門家や協会に所属する経験豊富な仲間であり、スーパーバイザーをよく理解できる立場にあります。

2011年度は70人の方が認定されました（別紙）。

### (1) 認定の条件

認定にあたっては、1ページの能力要件に加え、下記の資格と経験を条件としています。

- ①会員であり、シニア産業カウンセラー資格があること。
- ②個人スーパービジョンのバイザー経験があること。
- ③事例検討会でケースを提出した経験があること。
- ④産業領域でカウンセリング経験があること。最近5年間で1,000時間以上かつ継続ケースの経験があること。
- ⑤グループワークの経験があること。

### (2) 認定期間と更新

認定期間は3年間で、今回認定された方は2014年4月30日までが委嘱期間となります。

更新にあたっては、養成講座の認定実技指導者と同様に更新条件を設け、更新研修の修了が必要です。

2. 全国各地に協会スーパーバイザーが配置されており、その名簿を公開しています。

得意な領域は、以下の中から3つを選んで登録しています。

- ①産業カウンセリング（職場での援助活動）全般
- ②メンタルヘルス
- ③キャリア・カウンセリング
- ④教育・発達
- ⑤女性への援助（セクシュアル・ハラスメント、DV）
- ⑥若年者への援助
- ⑦家族への援助
- ⑧その他

3. 1回1時間10,000円（会場費含む）という利用しやすい料金設定になっています。

### Ⅲ スーパービジョンを受ける手続き

\* 7ページの図を参照してください。

#### 1. 依頼するスーパーバイザーを決めます

- 1) バイザーと面識がある場合は、バイザーが直接連絡を取り、日時・場所を設定します。
- 2) バイザーと面識がない場合は、バイザーの所属支部にお問い合わせください。
- 3) バイザーの支部とは異なる支部に所属するバイザーに依頼することもできます。  
その場合も、スーパービジョンの申込み先はバイザーの所属支部です。

#### 2. バイザーの所属支部への申し込み手続きを行います

所定の【書式1】「スーパービジョン申込書」を使用して申込みます。

送付先：540-0032

大阪府中央区本町1丁目4番8号エスリードビル本町8階

#### 3. 所属支部へ料金を振り込みます。

<料 金>

- 1) 協会の施設（支部研修室・地域事務所の相談室等）を使用する場合  
10,000円/回（会場費1,000円含）
- 2) 上記①以外の会場をバイザー自身で手配する場合  
9,000円/回（会場費はバイザーの負担）

<振込先>

- ・郵便局払込口座           00960-6-79670
- ・加入者名                   (社)日本産業カウンセラー協会 関西支部

#### 4. 終了後に実施確認【書式1】を所属支部へ、感想【書式2】を本部へ提出します

1週間以内に提出してください。実施確認に基づき、資格更新ポイントを付与します。

【書式1】は、郵送・メール・ファクシミリのいずれでもけっこうです。

【書式2】は、郵送・メール・ファクシミリのいずれでもけっこうです。

#### <申込み等に関する留意事項>

- 1) バイザーを知らない等の理由により、バイザーの指名なしでも申込みはできますが、その場合にはあらかじめ支部担当者にご相談ください。
- 2) バイザーによって、事前の資料（事例報告書等）作成が必要になる場合があります。予め余裕をもって日程調整を行ってください。
- 3) 2011年度は、スーパービジョン終了後に感想を本部に提出していただきます。スーパービジョン制度の改善に役立てることが目的です。忌憚ないご意見をお寄せください。

## IV スーパービジョンに関するQ&A

**Q 1** バイザーの指名は特にありませんが、必ず指名が必要でしょうか。

A 1 基本的には、事例の内容とバイザーの専門分野を照らし合わせて指名をしていただきたいのですが、難しい場合には無記名でも構いません。その際には、支部にあらかじめご相談いただければ、適当な方をご推薦いたします（申し込み等に関する留意事項1参照）。

**Q 2** グループ・スーパービジョンの場合、手続きや料金に違いがありますか。

A 2 グループ・スーパービジョンの場合にはバイザー同士でグループをつくり、グループの代表者がメンバー全員の申込書をまとめて代表者の所属支部へ送ってください（申込書は1人ずつ作成します）。料金は、バイザー1人につき10,000円（協会施設利用の場合）で、個人スーパービジョンと同額です。

**Q 3** 会場はどのようにすればよいですか。

A 3 バイザーとバイジーが近接した地域に在住している場合は、両者で相談して決めてください。

協会の施設（支部等の相談室や会議室）を利用する場合は、1人1回1,000円で使用することができます。会場使用料1,000円は、SV料金と併せて合計10,000円をバイジーの所属支部へ入金してください。当日会場でお支払いいただくことはありません。

それ以外の施設（公共施設・バイザーの施設等）を利用する場合には、使用料はバイジーの負担となりますので、各施設の規約に沿ってお支払いください。その場合、支部へお振込いただくスーパーバイザー料金はSV料金の9,000円のみです。

バイザーとバイジーの居住地が離れている場合には、原則としてバイジーがバイザーの指定する場所へ出向くこととなります。会場の扱いは上記と同じです。

**Q 4** 本部・支部等を通じて企業等カウンセリングを行う受託カウンセラーや支部相談室のカウンセラーには、スーパービジョンが義務づけられているのでしょうか。

A 4 2009年度より、受託カウンセラーや相談室カウンセラーは、産業カウンセラーとしてより良いサービスを提供していくために、年間一定回数のスーパービジョンを受けることが義務づけられています。詳細は、支部の事業推進部あるいは支部相談事業部にご確認ください。

**Q 5** 同じバイザーに、今後も定期的にスーパービジョンを受けたいと思いますが、可能ですでしょうか。

A 5 バイジーとバイザーで話し合い、定期的に続けていくことは可能ですが、支部で履歴を管理する（資格登録更新ポイントの入力）必要があるため、その都度、支部へ申込書提出

などの手続きが必要です。

**Q 6** バイザーは、複数人のスーパービジョンまたはグループ・スーパービジョンの場合、遠方への出張も可能ですか。

A 6 バイザーと日程調整ができれば可能です。交通費は原則としてバイジーの負担となります。

**Q 7** バイザーはバイジーの人格に関わるのでしょうか。

A 7 本来スーパービジョンはスキルに限定して行われるものですが、そのスキルには当然、カウンセラーとしての態度が含まれます。したがって、カウンセリング場面におけるカウンセラーとしてのバイジーの態度について触れていくことは、必須です。しかし、そこから拡大してバイジーの人格に立ち入ることは、原則としてしないことになっています。

**Q 8** 事例検討会は、どのようにして知ることができますか。また、数人のスーパーバイザーがスーパーバイザーに事例検討会をお願いするには、どのような手続き、料金になるでしょうか。

A 8 事例検討会は、支部によって体制の整備状況が異なります。また、協会本部として検討の上で、お知らせいたします。

## スーパービジョン その制度と活用

2011年8月11日 改訂新版発行

社団法人日本産業カウンセラー協会 育成研修部

〒105-0004 東京都港区新橋 6-17-17 御成門センタービル 6階  
TEL 03-3438-4568 <http://www.counselor.or.jp/>